

●●● 廿日市市スポーツ振興計画（平成21年度～30年度） ●●●

●計画策定の趣旨

近年、科学技術の高度化・情報化や国際化が進み、快適で便利な生活が営まれるようになりましたが、一方では、身体を動かす機会が減少し、体力や運動能力が低下傾向にあるといわれています。

また、少子高齢化や核家族化の進展により人間関係が希薄化し、精神的なストレスを増大させるなど、私たちの心身に大きな影響を与えています。

こうした状況の中でスポーツは、身体を思い切り動かした後の爽快感、あるいは仲間との交流をもたらす安らぎや連帯感といった精神的な充足感を与えるとともに、体力の向上や精神的なストレスの発散、生活習慣病の予防など心身の健康増進にも役立っています。

本市では、平成7（1995）年の廿日市市スポーツセンター建設、平成8（1996）年の「ひろしま国体柔道競技会」開催などを契機に、市民の誰もが生涯の各時期において、スポーツに親しめる「生涯スポーツ社会の実現」を目指した「はつかいちスポーツビジョン21」（平成9年5月）を策定し、市町村合併後においても、これに基づき、本市のスポーツ振興を総合的・体系的・効率的に推進しています。

この「はつかいちスポーツビジョン21」の計画期間が平成19（2007）年度までとなっています。そこで、「はつかいちスポーツビジョン21」の成果と課題を踏まえ、市町村合併以降、明らかになってきた本市のスポーツ振興における課題を改めて整理し、今後、重点的に取り組むべき施策を明確にして、第5次廿日市市総合計画との整合性を図った廿日市市スポーツ振興計画として策定するものです。

●計画の構成と期間

この計画は、廿日市市のスポーツ振興の目標となるべき基本理念と、実現に向けた基本的施策の体系をまとめた基本方針を示す「基本構想」、基本構想において設定された、目標や基本的施策を実現するために必要な具体的な施策を体系的に示す「基本計画」、基本計画の年次ごとの達成目標を示し、計画実現の指針を示す「実施計画」により構成します。

計画の期間は、平成21（2009）年度から平成30（2018）年度までの10年間とします。

●計画の位置付け

この計画は、スポーツ振興法に基づく国の「スポーツ振興基本計画」、県の「新広島県スポーツ振興計画」を受けて策定するもので、両計画に掲げられている「生涯スポーツ社会の実現に向けた、地域におけるスポーツ環境の整備」を念頭に掲げ、「するスポーツ」「みるスポーツ」「ささえるスポーツ」の振興を図るための廿日市市独自のスポーツ振興計画として位置付けるものです。

●基本理念

スポーツを「する」人、「みる」人、「ささえる」人の誰もが、生涯にわたってスポーツに親しみ、健康で、明るく豊かな生活が送れる生涯スポーツ社会の実現をめざします。

するスポーツ

- ウォーキング啓発運動
- スポーツを楽しめる場所の情報提供
- エコロジースポーツの推進
- スポーツ施設マップの作成
- 施設情報紙の充実
- 意見交流の場の提供
- スポーツ施設の維持管理、利用促進
- 地域への学校体育施設の開放
- 健康づくり、体力づくりの推進
- スポーツ団体・スポーツクラブの活動PR
- 学校と地域が連携したスポーツ環境体制
- 総合型地域スポーツクラブの活動PR
- スポーツ活動の意欲高揚の推進
- 競技スポーツ大会への参加促進
- 市民向けスポーツ大会への参加促進

みるスポーツ

- 「みるスポーツ」の機会の充実
- 全国大会の開催誘致

ささえるスポーツ

- スポーツ教室・指導者講習会・スポーツ研修会の開催
- 体育指導委員の活動PR、生涯スポーツの普及啓発
- 「ささえるスポーツ」（人材バンク制度）の整備
- スポーツに関するあらゆる情報の発信
- スポーツ相談機能の充実
- スポーツにかかわる機関や組織、行政内部関連部署との連携

●基本方針&基本計画

平成19（2007）年を目標年次として策定した「はつかいちスポーツビジョン21」で掲げた「生涯スポーツ社会の実現」のための7つの柱を踏襲し、平成の大合併後の新廿日市市が目指すまちづくりを踏まえ、以下の観点から基本理念の実現に取り組みます。

基本施策1 身近なスポーツ環境の整備

誰もがそれぞれの身体の状態や年齢、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、誰とでも楽しくスポーツに親しめるよう、公園や集会所など地域の身近なところで軽い運動ができる環境づくりや自然を生かしたスポーツ環境づくりに努めます。

基本施策2 スポーツ施設の充実

サンチェリー、佐伯総合スポーツ公園及び大野体育館を市内の中核拠点スポーツ施設と位置付け、多様なスポーツ大会の開催やスポーツ情報センター機能、各種スポーツ施設とのネットワーク化に努めます。また、既存スポーツ施設の改修整備の充実、学校施設の活用、スポーツ活動の促進及び地域コミュニティの活性化を図ります。

基本施策3 スポーツ団体・スポーツクラブの育成

これまで本市のスポーツの発展を支えてきた既存の組織を活用し、各地域の特性を生かした地域コミュニティが形成されるよう、スポーツ団体・スポーツクラブを育成します。

基本施策4 指導者と指導体制の活性化

スポーツ技術の向上及びそれを可能にする科学的指導により、継続的なスポーツ活動の普及・拡大が図られるよう、指導委員の活動を支援し、より一層の資質の向上に努めます。さらに、スポーツリーダーやスポーツボランティアなどのマンパワーに関する様々な情報の収集・提供に努め、「ささえるスポーツ」としてサポート体制の確立に努めます。

基本施策5 スポーツ・イベントの充実

各種行事イベント及びそれを支える組織がさらに充実・発展し、かつ効率的な運営が可能になるよう、市民ニーズに応じたスポーツ・イベントの実施に努めます。また、「みるスポーツ」の機会の充実にも努めます。

基本施策6 スポーツ情報の発信

市民がいつでもスポーツに親しむことができるよう、あらゆる施設において、スポーツ関連の情報収集とその提供に努めます。

基本施策7 スポーツ推進体制の整備

本振興計画の実現に向けて、他の領域の施策との連携強化が必要であり、スポーツにかかわる多様な機関や組織、関連部署との連携・協力を図り、生涯スポーツの総合的な推進に努めます。